農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の五中「次条」を「第十条の七」に改める。

第十条の二十四第一項第一号中「（以下」の下に「この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号ロにおいて」を加える。

第十四条の二を次のように改める。

（貯金の受払事務の委託等）

第十四条の二　農業協同組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に特定信用事業代理業（法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下この項及び第三十五条第一項第七号において「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。）　次に掲げる全ての措置

イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該農業協同組合が受け入れた利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託する措置

ロ　利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　利用者が当該農業協同組合と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二　当該農業協同組合の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に利用者がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。ヘにおいて同じ。）を利用し、又は利用者の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該農業協同組合の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することによる貯金又は資金の貸付け（利用者による貯金の払出しの請求額が当該貯金の残高を超過する場合に当該農業協同組合が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しに関する事務（現金自動支払機等受払事務を除く。以下この号において同じ。）　次に掲げる全ての措置

イ　貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託する措置

ロ　利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　利用者が当該農業協同組合と当該貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関することを防止するための適切な措置

ニ　貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ　貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより利用者に損失が発生した場合において、当該農業協同組合、受託者及び利用者の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト　貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

2　前項の規定は、農業協同組合連合会が貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合について準用する。この場合において、同項中「として委託する場合」とあるのは、「として委託する場合又は再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合に再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合」と読み替えるものとする。

第十四条の六第二号中「確認すること等」を「確認すること」に、「改善させる等」を「改善させることその他の」に、「監督等」を「監督」に改め、同条第四号中「委託する等」を「委託することその他の」に、「生じること等」を「生じること」に改める。

第十五条の五第一項第一号中「及び連結財務諸表規則」を「、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則」に改める。

第二十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「所属外国銀行」を「外国銀行代理事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）」に、「存在を証明する書面」を「所在地を記載した書面」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する書面」を「氏名又は名称を記載した書面」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二十七条の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「前条第一項第六号」を「前条第一項第五号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条第三号中「規定」の下に「に関する事項」を加える。

第二十八条第一項中「第二十六条第一項第七号」を「第二十六条第一項第六号」に改める。

第三十三条第一項中「及び第四項」を削る。

第三十四条第一項第一号及び第二項第二号中「主として」を削り、同条第四項中「及び第九項」を削り、同条第十四項中「主として」を削る。

第五十七条の二第一項第四号中「（法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十七条の二十九第一項第二号中「確認すること等」を「確認すること」に、「改善させる等」を「改善させることその他の」に、「監督等」を「監督」に改める。

第五十七条の三十一第三項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第五十七条の三十一の二第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ⑵中「第五十七条の三十一の九第一項第二号」を「第五十七条の三十一の九第一項第三号ロ」に改め、同号ニ⑵を同号ニ⑶とし、同号ニ⑴の次に次のように加える。

⑵　第五十七条の三十一の九第一項第一号に規定する外貨貯金等書面